

「民法等の一部を改正する法律案」 (2022年10月14日第210回国会提出)

日本国籍法第3条の改正部分に関する UNHCR の見解

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

2022年10月21日

目次

I. はじめに	1
II. 法案に現在掲げられている提言についての所見	2
III. 関連する国際法基準 (非網羅的)	6
i. 国際法の基本原則たる無国籍の防止及び国籍の恣意的剥奪の禁止について	6
ii. 無国籍削減条約上の基準に基づく身分変動による国籍喪失の際の無国籍防止について	9
iii. 児童の無国籍及び国籍の恣意的剥奪の防止について	11
IV. 外国法制・地域基準の例 (身分変動による無国籍の防止や国籍喪失の期間制限について)	12
V. 結び	13

I. はじめに

1. 現在、世界中で少なくとも 430 万人の無国籍・国籍不明の人々が把握¹されていますが、その多くは、身分証明書を持たず、学校に通えず、病院に行けず、働けず、銀行口座を開けず、家を買えず、結婚さえできないという状況におかれています。どこの国でも在留資格を得られない場合もあるため、多くの無国籍者は移動の自由がなく、身柄拘束されることもあるなど、生涯に渡って困難に直面します。
2. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、無国籍の把握、防止及び削減並びに無国籍者の保護という国際的任務を国連総会によって与えられた機関であり²、「関心のある国に対し、国籍法の作成及び実施に関する技術的及び助言的サービスを提供する」³ことを特に要請されています。そのため UNHCR は、無国籍の防止又は削減に影響を及ぼす各国の国内法令について、国際人権条約に掲げられた保障措置の実施も含めて直接の関心を有しています。UNHCR は現在、2024 年までの 10 年間で無国籍を根絶することをめざす #IBelong キャンペーンに取り組んでおり、これは国連総会から歓迎され⁴、日本が賛同する難民に関するグロ

¹ 実際の数はこれより相当多いと思われる。UNHCR, “Global Trends 2021” (June 2022) p.42 (available from <https://www.unhcr.org/62a9d1494/global-trends-report-2021>)

² UNHCR の無国籍に関する任務は当初、UNHCR 事務所規程第 6 条 A(II)及び難民の地位に関する難民条約第 1 条(A)(2)に定められた難民である無国籍者に限定されていたところ、無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 11 条及び第 20 条で予定されている責務を遂行するため、1974 年の国連総会決議 3274(XXIX)及び 1976 年の同 31/36 により UNHCR の任務は拡大され、同条約の利益を請求する者についても対象とすることとされた。UNHCR は、UNHCR 執行委員会結論第 78 号によって無国籍者全般についての責任を委ねられ、同結論は 1995 年の国連総会決議 50/152 によって支持された。国連総会はその後、2006 年の決議 61/137 において、UNHCR が広範な責任を負うべき 4 つの分野 (無国籍の把握、防止及び削減並びに無国籍者の保護) について定めた執行委員会結論第 106 号を支持するに至った。

³ UNHCR Standing Committee, “Note on UNHCR and Statelessness Activities” EC/47/SC/CRP.31 (30 May 1997).

⁴ 国連総会決議 A/RES/70/135 (2015 年 12 月 17 日) 第 12 項。詳しくは <https://www.unhcr.org/ibelong/> 参照。

ーバル・コンパクト（GCR）⁵及び移住に関するグローバル・コンパクト（GCM）⁶でも支持されており、日本もコミットしている持続可能な開発目標（SDGs）、特に法的な身元証明についての権利に関する目標 16.9 の達成に寄与するものでもあります。また UNHCR は、日本政府によって表明された、無国籍を根絶するための UNHCR の活動へのご協力の意に感謝しております⁷。日本は無国籍に対処するための 2 つの国際条約、すなわち無国籍者の地位に関する 1954 年の条約（無国籍者地位条約）及び無国籍の削減に関する 1961 年の条約（無国籍削減条約）の締約国ではありませんが、現在、両条約への加入の検討を求めた国連人権メカニズムにおける勧告のフォローアップが進められています⁸。

3. UNHCR は、無戸籍者（日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者）⁹の生じている状況に終止符を打つための日本政府の継続的な取り組みを、無国籍をなくすための #IBelong キャンペーンにも資するものとして歓迎しております。特に、キャンペーンが呼びかけている 10 のグローバルアクションのうち「国民としての要件を満たす者に対し、国籍を証明する書類を発行する」アクション 8 の達成を後押しするものです。UNHCR は、無戸籍者を減らすため、また児童の最善の利益の保護のための様々な方策が盛り込まれた「民法等の一部を改正する法律案」（2022 年 10 月 14 日に第 210 回国会（臨時会）提出。以下「法案」）の趣旨及び目的を全体として歓迎します。また同時に、法案のうち国籍法第 3 条の適用の例外を設ける改正が提案されている部分については、UNHCR の無国籍防止の任務の観点からの関心事項がいくつか存在するよう思われます。このような背景の下、UNHCR は、特に国際人権法に基づく日本の義務に言及しつつ、以下の見解を提示し、若干の具体的提案をさせていただきます。

II. 法案に現在掲げられている提言についての所見

4. 法案¹⁰の p.8 では民法の一部改正の一環として第七百八十六条を次のように改めるとしています。

「（認知の無効の訴え）第七百八十六条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める時（第七百

⁵ United Nations, “Report of the United Nations High Commissioner for Refugees. Part II Global compact on refugees” (17 December 2018) 第 2.9 節及び第 2.8 節。日本語訳は <https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2019/04/Global-Compact-on-Refugees_JPN.pdf> より参照可能。

⁶ United Nations, “The Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration (GCM)” (19 December 2018)、第 20 項(e)。原文は <<https://www.iom.int/global-compact-migration>> より参照可能。

⁷ 例えば、第 70 回 UNHCR 執行委員会（2019 年 10 月 7-11 日）中の無国籍に関するハイレベルセグメント（HLS）における岡庭健大使（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部）のご発言 <<https://www.unhcr.org/5d9ee4d57.pdf>> 「日本政府は無国籍に対処する UNHCR の活動を歓迎する。無国籍問題は、私たちすべての重大な関心事項である。無国籍者は脆弱な状況におかれ支援を必要としている。日本政府は主要なドナー国として、UNHCR が無国籍を根絶し、脆弱な状態におかれた無国籍者を支援するためのとりくみをサポートしていく」参照。

⁸ 無国籍削減条約の締約国は、2010 年から 2022 年 4 月 28 日現在で 33 개국から 78 개국と急激に増加したところ、日本も、国連人権理事会の普遍的・定期的レビューの文脈において、同条約(及び 1954 年条約)の締結検討の勧告について “Accept to follow up” と回答して前向きな姿勢を表明している。A/HRC/37/15/Add.1 (1 March 2018), p.3, Recommendation 161.28 (2 つの無国籍条約の締結に関する勧告) 参照。

⁹ 法律上の用語ではないことから公式な定義も存在しないものの、「無戸籍者」とは一般に、国籍法に基づき日本国籍を取得する法的要件を満たしている（または満たしている可能性が高い）にもかかわらず、日本国籍を有していることの最も有力な証拠の一つである戸籍への記載がなされていない者をいう。無戸籍の原因は様々だが、最も一般的な原因は父性推定について定めた民法第 772 条（離婚後 300 日以内に生まれた子については母の法律上の元夫を法律上の父と推定する旨の規定）に関連するものであり、特に、この規定のために一定の状況にある女性が他の男性との間の子の出生届の提出をためらう事態が生じている。民法第 772 条改正をめぐって現在進められている立法上の努力以外にも、日本政府は無戸籍を減らすために相談体制の強化や法的支援の紹介等の様々な措置をとるとともに、一定の条件の下、無戸籍者が住民票への記載をなされ得るようにして行政サービスの提供の便宜を図り、場合によっては旅券を取得できるようにしてきた。

¹⁰ 2022 年 10 月 14 日第 210 回国会提出「民法等の一部を改正する法律」 <<https://www.moj.go.jp/content/001382152.pdf>>

八十三条第一項の規定による認知がされた場合にあっては、子の出生の時) から七年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、第三号に掲げる者について、その認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。

- 一 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時
- 二 認知をした者 認知の時
- 三 子の母 子の母が認知を知った時

一方、法案 p.11 では国籍法第 3 条に規定する認知された子の国籍の取得に関する規定¹¹に次 のような規律を加えることが提案されています。

「前二項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。」(引用文は斜体、下線は UNHCR によります。以下同じ)。

5. 法案のもととなった要綱案¹²をまとめるまでの過程の資料を参照すると、法制審議会民法（親子法制）部会第 19 回会議（令和 3 年 9 月 7 日開催）に提出された民法（親子法制）部会「資料 19 個別論点の検討（3）」の「第 7 事実に反する認知の効力に関する見直し 3 更なる検討（2）国籍取得等における認知無効の効力の規律について」イ 「本文①，②の規律の具体的な手続経過」¹³ p.48 では、次のように述べられています。

「(...) (iii) 事実に反する認知がされ、一定期間が経過した後に国籍取得の届出がされてこれが受理され、子は日本国民として戸籍に記載されたが、その後（注：認知無効の訴えを提起することのできる期間の経過後）、刑事事件等をきっかけに認知が事実に反することが明らかとなった場合には、②の規律により、国籍取得との関係ではなお認知が無効であることを前提にすることとなるので、国籍取得は遡って無効であったこととなり、法務局（注：法務省民事局の地方支分部局）長の許可を得て市町村長はその子の戸籍を削除することとなる（もともと、私法上は認知無効を主張することはできないことから、認知者の戸籍の身分事項欄の認知の記載は削除されない。）。」

また、p.49 「ウ 本文規律における子の身分関係への影響」では次のように述べられています。

「(...) 子の身分関係について、国籍取得との関係では、上記(iii)の場合には、事後的に事実に反する認知であることが明らかとなることによって、子の国籍取得届は当初から無効なものとして取り扱われることとなるが、日本人の子が国籍離脱した場合等と類似した状況として、私法上の認知に関わる権利義務関係は効力が維持された上で、国籍は当初から取得していなかったものと扱われることとなる。かかる取扱いをもって子の身分関係が不当に不安定になると言うことはできないとも考えられ (...)」

6. 上記から UNHCR が理解したのは、国籍法第 3 条に「認知について反対の事実があるときは、（注：同条を）適用しない」という規律を加えるという法案の提案は、国籍取得届の提出の前だけでなく、後に反対の事実が発覚した場合も、すでに取得済みのそして本人が保持して生活を営んできたところの国籍が遡って

¹¹ 現行国籍法第 3 条は、婚姻関係にない男女の間に生まれた子に関連する規定であるところ、第 1 項において、認知された子による国籍の取得について次のように規定している：「父又は母が認知した子で十八歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる」。第 2 項の規定は次の通りである：「前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する」。

¹² 「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」（2022 年 2 月 1 日） <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00120.html>

¹³ 法制審議会民法（親子法制）部会第 19 回会議（令和 3 年 9 月 7 日開催）民法（親子法制）部会「資料 19 個別論点の検討（3）」 <https://www.moj.go.jp/content/001355408.pdf?fbclid=IwAR2w5A9C7DBLDymOs_qlhU-EVE9d07-qSt3iUDUV6dUYb4DfgExVoptR7wo>

無効であったものとして扱われることとなるということです。国籍取得後に認知について反対の事実があると認められた場合、本人は国民であったことが一度もなかった者として扱われ、反対の事実の主張については期間制限がないということになります。実際には、戸籍の消除に至る前に刑事訴訟で認知届について虚偽であると判断され刑事判決が先行することが通常の流れであると推察されるものの、法律上は、そのような刑事判決や民事訴訟での親子関係不存在の判決や認知無効の判決がなくとも、法務局の調査により職権での戸籍の消除が可能であると理解しています。また、生物学的親子関係がないことを認知の際に認識していなかった場合でも対象となると理解しています。特筆すべきは、国籍無効の結果として無国籍となる場合（本人が国籍法第3条に基づいて日本国籍を取得していなければ当初から無国籍であったであろう場合も含む）であっても例外にならないということです。民法については、（7年の）期間制限を設けるなどして生物学的親子関係がなくとも法的親子関係は無効にできない規制を策定することにより認知の無効を制限することが法案では提案されており、これは子の身分関係の安定を図り児童の最善の利益を保護するという非常に肯定的な改正案であると考えております。一方で、国籍法については対照的に、生物学的親子関係がないことが判明すると、結果として無国籍となる場合も含め例外なく、また親子関係がないことが確認されるまでに本人の人生において、（5年であろうと50年であろうと）どれほどの期間が経過していたかにもかかわらず、国籍の取得を遡及的に無効にすることを明文化する法改正がなされるように見受けられます。UNHCRの理解するところでは、日本国籍を無効とする民事局の認定は「行政処分」を構成せず、本人は、行政手続法の適正手続条項の利益を享受できず、また行政不服審査法に基づく行政機関への不服申立て又は行政事件訴訟法に基づいて当該処分の当否を直接に争うために裁判所への提訴を行うこともできないこととなります。¹⁴

7. 上記の状況で国籍取得が無効になったことで無国籍となり得るのは、例外的な場合ではありますが、主なものとして、①母が無国籍の場合、②母が知れない場合（子の日本国籍取得の後、母が行方不明になったり死亡したり等で、残存かつ入手可能な証拠では真正な身元の確認ができない場合等を含む）、又は③母が外国籍で、国籍を子に受け継がせることができず（母の国籍国が出生地主義又は父系血統主義を厳格に適用する国である場合等のため）、かつ別の男性の認知を受けたことによっても別の国籍を取得しない場合等があると、UNHCRは理解しています。
8. 国籍法の改正案が上記の内容の通りとなる場合を仮定しますと、上記の国籍無効を原因として生じる無国籍について現行法の枠組みの中で考えられる救済措置を、予備的な所見として検討しておく価値もあるのではないかと存じます。①②の場合、日本で生まれていれば、「日本で生まれた場合において父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」は日本国民であるとする国籍法第2条第3号によって、出生に遡って日本国籍の確認が再度なされる可能性があるかと推察します。それにより、理論的には、一時的に発生した無国籍の状態が遡及的に解消されることになるはずですが、ただし、このような場合であっても、いかなる無国籍の事案も取り残されることのないよう、第2条第3号における関連の三つの法的要件——すなわち、「日本

¹⁴ ただし国籍の無効が行政処分を構成せずとも、国籍確認請求訴訟の提起等は妨げられないと思われる。

で生まれた場合において、「父母がともに知れないとき」¹⁵及び「父母が国籍を有しないとき」¹⁶——の解釈適用が十全かつ包摂的なものであることが重要になるかと存じます。また、UNHCR は、この国籍の再確認手続きがどのようなものになるかによって、時間がかかる場合もあるのではないかと思料します。例えば、国籍を無効とされた者が外国人として扱われ（日本の在留資格がない外国人として扱われる可能性があります）、出生時に遡った日本国籍の再確認を得るためには日本国籍法第2条3号に基づき家庭裁判所へ就籍（単独戸籍の編製）審判の申立てをしなければならぬことも考えられます。事案の具体的事情により、母の身元が「知れない」かどうかの評価に時間がかかる場合等手続きがさらに遅延することもあり得ます。日本国籍の再確認や取得に時間がかかる場合、特に外国人として退去強制手続の対象になり、在留資格がないままの場合には、就労資格を含め生活手段が無く困窮する等の様々な困難が発生し得えます。前段落で挙げた③の場合には、国籍法第8条第4号¹⁷によって帰化が容易になるかもしれませんが、「3年以上日本に住所を有するもの」という要件が在留資格をともなう「適法滞在」と現在解釈されており、さらに帰化は法務大臣の裁量に基づくものであることから、日本国籍の取得が困難となる可能性もあります。単純に、帰化による日本国籍の取得までに時間がかかることにより、①②の場合と同様の困難が生じることもあり得ます。国籍法第8条第4号による救済が想定されているのであれば、国籍が無効とされる前に日本国民として扱われていた期間及びその後外国人と扱われるようになった期間も「適法滞在」期間として扱われるかどうかを明確にすることが重要になると思われます。いずれにせよ、国籍無効の結果として無国籍が生じた後に——これは前述のような苦境に直面する可能性を生じさせることとなります——それを解決しようとするよりも、そもそも国籍無効の結果として無国籍が生じないようにすることの方が妥当であると考えられます。

9. 以下、UNHCR が現在理解している上記の内容で国籍法の改正が提案される場合を仮定した上で、非網羅的ですが、日本が締結した国際人権条約及び関連するその他の国際規範上の義務に基づき、関連性の高い国際法基準をまとめさせていただきます。

¹⁵ 「父母がともに知れないとき」の「知れない」の意味について、最高裁判決 1995 年 1 月 27 日（民集 9 卷 1 号 56 頁）（「アンデレ事件」）等を参照。判決は「(…)ある者が父又は母である可能性が高くても、これを特定するには至らないときも、右（注：国籍法第2条第3号にいう「父母ともに知れないとき」）の要件に当たるものと解すべきである」とした。父か母が「特定」されていなければその者の国籍に基づいて子の国籍を決定することができず、無国籍の防止という立法の趣旨に反するからである。同最高裁判決ほかの先例や学説を含めた「日本で生まれた場合」において及び「父母がともに知れないとき」の解釈等について、木棚照一『逐条 国籍法—課題の解明と条文の解説』日本加除出版（2021 年）、特に「第二条 三 生地主義による国籍の取得（三号）」及び Mai Kaneko-Iwase, *Nationality of Foundlings – Avoiding Statelessness Among Children of Unknown Parents Under International Nationality Law* (Springer 2021) 等も参照。また UNHCR 「無国籍に関するガイドライン第4号：無国籍の削減に関する 1961 年の条約第1-4 条を通じたすべての子どもの国籍取得権の確保」（2012）第 57-61 段落も関連性が高い。

¹⁶ 「国籍を有しない」者は「無国籍者」と同義であるところ、1954 年の無国籍者の地位に関する条約（「1954 年条約」）第1条（1）は「いずれの国によっても、その法の運用において国民と認められていない者」と定義しており、この無国籍者の定義は国際法委員会等によって「国際慣習法」とされ、日本を含む非締約国を拘束する。ILC, “Draft Article on Diplomatic Protection with Commentaries” (2006), p.36. さらに、この無国籍者の定義は、UNHCR 『無国籍者保護に関するハンドブック』（2014 年）に示された指針をはじめとする国際基準を考慮して包摂的な解釈がなされることが重要である。特に、同ハンドブックの第 37 段落「個人が、その国の法の運用において自動的な国籍取得の基準を満たしていると思われるにもかかわらず、権限ある当局が当該個人を国民ではない者として扱う場合、国がそのような個人を国民と認めていないと結論づける上で決定的要因となるのは、法の文言ではなく権限ある当局の見解である。」といった指針を参照のこと。UNHCR による無国籍に関するハンドブックやガイドライン等の日本における関連性については木棚照一『逐条 国籍法—課題の解明と条文の解説』日本加除出版（2021 年）40 頁等も参照。

¹⁷ 国籍法第8条では「次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」とされており、これには「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」も含む（第8条第4号）とされる。

III. 関連する国際法基準（非網羅的）

i. 国際法の基本原則たる無国籍の防止及び国籍の恣意的剥奪の禁止について

10. 国籍の問題は原則として各国の国内管轄事項ですが、国家は国際法の原則に基づき他の国家に対する義務も尊重しなければなりません。チュニスとモロッコの国籍法に関する 1923 年の勧告的意見において、常設国際司法裁判所は次のように述べています。

「ある事項が、専ら国家の管轄権に属するか否かの問題は、本来相対的なものであり、国際関係の発展に左右される。」¹⁸

このアプローチは、国籍法の抵触についてのある種の問題に関する 1930 年のハーグ条約（1930 年ハーグ条約）でも再度とられています（日本は署名したものの未締結）。同条約の第 1 条は次のように述べています。

「何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは、各国の権限に属する。右の法令は、国際条約、国際慣習及び国籍に関して一般的に認められた法の原則と一致する限り、他の国により承認されなければならない。」

換言すれば、国家が自国民を決定する権利の行使をするやり方は国際法の関連基準に従うべきこととなります。

世界人権宣言第 15 条は、「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。」（第 1 項）、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」（第 2 項）として国籍に対する権利を謳い、国籍の恣意的剥奪を禁止しています。UNHCR「無国籍に関するガイドライン第 5 号：無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 5-9 条に基づく国籍の喪失及び剥奪」（以下、「UNHCR ガイドライン第 5 号」）¹⁹の第 85 段落では次のように述べられています。

「〔世界人権宣言第 15 条で保障された〕国籍に対する権利及びこれに関連する国籍の恣意的剥奪の禁止が国際法の基本原則（fundamental principle of international law）であることについては、強力な国際的合意が存在する。」

例えば国連総会の 1996 年の決議 50/152 の第 16 段落は、各国に、「国際法の基本原則に一致するよう、特に国籍の恣意的剥奪を防止することによって、無国籍を防止する観点から国籍法を制定すること（…）」を各国に呼びかけています。国籍の恣意的剥奪の禁止及び関連する無国籍の防止の原則は国際慣習法の規範になるに至ったという学説もあります²⁰。後述のとおり、特に日本が締結した種々の国際人権文書²¹の中でも、児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」）第 7 条や市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」）第 24 条においても児童の国籍取得への権利が保護されています。一連の人権理事会決議でも、国籍に対する権利は「基本的人権」であることが再確認されています²²。国家は国籍法の制定にあたって無

¹⁸ Advisory Opinion No. 4, Nationality Decrees Issued in Tunis and Morocco [1923] PCIJ Series B, No. 4, p. 24 参照。

¹⁹ UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), Guidelines on Statelessness No. 5: Loss and Deprivation of Nationality under Articles 5-9 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness, May 2020, HCR/GS/20/05 <<https://www.refworld.org/docid/5ec5640c4.html>> 日本語仮訳あり（監訳 木棚照一 早稲田大学名誉教授）。原文英語。

²⁰ UNHCR, “Expert Meeting - Interpreting the 1961 Statelessness Convention and Avoiding Statelessness resulting from Loss and Deprivation of Nationality” (“Tunis Conclusions”), March 2014 <<https://www.refworld.org/docid/533a754b4.html>> 第 2 段落。

²¹ 他に日本が締結した条約の中では、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）第 18 条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）第 5 条及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）第 9 条が関連が高い。

²² 国連人権理事会決議 2005/45（2005 年）、7/10（2008 年）、10/13（2009 年）13/2（2010 年）、20/5（2012 年）、26/14（2014 年）及び 32/5（2016 年）。Human Rights Council, Impact of the arbitrary deprivation of nationality on the enjoyment of the rights of children concerned,

国籍及び恣意的な国籍剥奪を回避しなければならないという原則は、例えば、1997年に欧州評議会の閣僚委員会が採択した欧州国籍条約の第4条（原則）にも反映されています。同条では、

「締約国の国籍に関する法令および規則は、以下の原則に基づいて策定されなければならない。」

として a 「何人も国籍をもつ権利を有すること」、b 「無国籍は防止されねばならないこと」及び c 「何人も国籍を恣意的に剥奪されてはならないこと」を含む4つの原則が挙げられています²³。

11. UNHCR ガイドライン第5号は特に無国籍削減条約第5-9条に焦点を当てたものではあるものの、前述のとおり日本は現在同条約への加入を検討しているところであり、その指針や関連する国際基準は、日本を含め同条約の締約国ではない全ての国にも関連があるものです。この点に関して、UNHCR ガイドライン第5号の第3段落は次のように述べています。

「すべての国が無国籍削減条約を締結しているわけではないが、すべての国は、国籍の喪失及び剥奪に関して、国籍の恣意的剥奪の禁止規範に従う義務を負っている。また、(…) すべての国が、一定の範囲で関連する国際人権法上の義務も負っている。」

また、第84段落では「本章〔第III章〕で示す指針は、国際法及び望ましい実践のあり方一般に関する限りにおいて、無国籍削減条約の締約国ではない国にとっても関連性を有する」とされ、さらに第92段落では「望ましい実践のあり方として、国籍の喪失・剥奪に関する国内法には、最低限、無国籍削減条約に掲げられたものに匹敵する保障措置が規定されるべきである」とされています。

12. 国籍の恣意的剥奪の禁止規範の対象とされる国家の行動に関して、UNHCR ガイドライン第5号の第9段落は次のように述べています。

「国籍の恣意的剥奪の禁止は、(…) 国籍の喪失及び剥奪の両方を包含している(…)。国籍の恣意的剥奪の禁止は、国による正式な行為はないものの、国の権限ある当局の実務により、当該当局が特定の個人（又は集団）を国民と認めなくなったことが明らかな場合(…)も対象としている。」

このことから、国籍を無効とすること、すなわちある者をもはや国民ではない者として扱うことを国籍の「剥奪」と捉えることができます。現在構想されている国籍法第3条の改正では、対象者は、日本国民との生物学的親子関係が一度も存在しなかったという理由で、当初から日本国民ではなかった者として扱われるようになることと理解されます。しかし、国籍が適正に取得されていなかったことが確認されるまでは日本政府から国民として扱われることになる以上、本人はそれを国籍の「喪失」として経験すること、また認知され日本国民として扱われ始めてから年数が経てば経つほど本人に及ぼす影響は大きくなる傾向があることに、留意する必要があると存じます。既に成立した行政行為がその取消・無効を視野に再検討される場合はいつでも、法的安定性、正当な期待や「取得済みの権利」の保護という一般原則と、適法性の原則から発生する要請との間で、折り合いをつける必要があります。とりわけ国籍の喪失・剥奪が成年者に対してなされる時は、既に行使された選挙権、被選挙権、公務就任権、その対象者の子孫が血統に基づいて取得した国籍等、様々な権利にまつわる影響を考慮することが有用です。後述の無国籍防止等の措置をとる以外にも、国籍の恣意的剥奪を防止するための規範及び措置の適用を確保するため（後掲第14-16段落で詳しく述べます）、日本としては、対象者を国民であったことがなかった者として扱うという法案の提言を再構成し、対象者の国籍を喪失させる・剥奪する行政処分とするのが最も妥当であると思われる。

and existing laws and practices on accessibility for children to acquire nationality, inter alia, of the country in which they are born, if they would otherwise be stateless: Report of the Secretary General, 16 December 2015, A/HRC/31/29, para. 3 も参照。

²³ 欧州国籍条約（European Convention on Nationality）第4条 a から c。第4条 d は婚姻や離婚、配偶者の国籍の変動により自動的に国籍の変動が起こってはならないことを挙げるものである。

13. UNHCR ガイドライン第 5 号は、国籍の恣意的剥奪の禁止の最低限の内容として、国籍の喪失・剥奪が i) 法律に従って行われ、ii) 正当な目的に比例しており、それを達成するための最も侵害度の低い手段であり、かつ iii) 適正手続き（第 1 次の決定に対して不服申立てをする権利を含む）に従って行われることを挙げています。同ガイドラインの第 92-108 段落は、単一国籍者か複数国籍者かを問わず、その国籍の喪失又は剥奪が一般的に「国籍の恣意的剥奪」に相当するような状況を避けるために上記 3 つの原則に従った措置をとるよう、各国に奨励しています。例えば、第 97 段落では次のように述べています。

「(…) 国として、無国籍という結果が生じるか否かにかかわらず、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案において適正手続き保障措置を実施することが必要である。」

これらの原則の諸側面のうち、現在提案されている改正に最も関連するいくつかの側面について、以下ご説明致します（詳しくは UNHCR ガイドライン第 5 号をご参照ください）。

14. 第 1 の原則 i) 「国籍の喪失・剥奪は法律に従って行われなければならない」との関連で、第 92 段落では次のように述べています。

「当該の法律は、国籍を喪失させる・剥奪する国家の権限を認めるとともに、国籍喪失・剥奪のきっかけとなる行動によって生じる結果がどのようなものであるかを国民が合理的に予見できるよう、十分に明確なものでなければならない。」

これとの関連で、日本国籍法第 3 条への挿入が現在提案されている規定（前掲第 3 段落）の文言（同上の規定は「認知について反対の事実があるときは、適用しない」）を修正し、この規定はそもそもの国籍取得を防止するのみならず、いったん取得された国籍の事後的な喪失・剥奪をするものであることがわかるよう明確かつ別個に規定をした上で、明確な保障措置（後述）を整備することをご提案します。

15. 上記の原則 ii) との関連では比例性を確保するための一環として、UNHCR ガイドライン第 5 号は第 94 段落で次のように説明しています。

「(…) 国籍の喪失又は剥奪によって生じる結果と追求されている目的との比較衡量が行われなければならない。国籍の喪失・剥奪により、その他の諸権利 (…) にアクセスしかつこれらを享有する個人の能力にどのような影響が生じるかが考慮されるべきである。」

さらに、第 95 段落では次のように説明されているところです。

「ある者が他の国の国籍を保持しているかどうかの問題は、国籍の喪失又は剥奪が国の追求する目的に比例しているか否かについての審査に関連する。(…) 無国籍がもたらす重大な結果に鑑み、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失・剥奪は、限定された狭い範囲の状況下以外では、比例性を有するものとして正当化され得るとは考えにくいということになる。」

また、国籍を喪失又は剥奪されても無国籍とならない者との関連では、第 95 段落では次のように述べられています。

「ある者が他の国の国籍を保持しており又は (再) 取得できる可能性がある場合でさえ、当該国に居住する権利が何らかの形で失われれば、居住に伴うすべての権利も失われることになる。従って国は、国籍の喪失・剥奪が行われる前に、関連の目的を達成するための、より侵害度の少ない代替手段が存在しないことを確保すべきである。」

16. さらに、上記の原則 iii) に関して、国籍の恣意的剥奪の禁止に関わる適正手続きの要素には、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案で公正な審理を行うこと（第 1 次の決定に対して不服申立てを行えることも含む、第 100 段落）と、効果的な救済措置にアクセスできること（第 106-107 段落）が含まれます。第 98-99 段落では次のように述べられています。

「この文脈における適正手続要件の最低限の内容として、個人は、自己の国籍の喪失・剥奪の理由を理解できなければならず、また国籍の喪失・剥奪に不服を申し立てることができる法律上及び／又は行政上の手段にアクセスできなければならない。(…)国籍の取得、維持又は放棄に関わる国の決定は、書面で交付され、かつ実効的な行政上及び司法上の再審査の対象とされ得るべきである。」

第 96 段落ではさらに、次のように期限を設けることが推奨されています。

「国は、行為が実行されてから当局がそれを発見するまでの期間および発見から国籍の喪失・剥奪に至るまでの期間について、定められた限定的な期間制限を設けるよう奨励される。」

ii. 無国籍削減条約上の基準に基づく身分変動による国籍喪失の際の無国籍防止について

17. 無国籍削減条約第 5 条—9 条は、限られた例外を除いて、無国籍になる場合の国籍の剥奪又は喪失を禁止しています。無国籍削減条約第 5 条 (1) は「締約国の法が婚姻、婚姻の終了、準正、認知又は養子縁組等、個人の身分における変化の結果として国籍の喪失を伴う場合、この喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない。」とし、身分変動の結果として生じる無国籍を防止しています。
18. 無国籍削減条約第 5 条 (1) について、2014 年に発行され、UNHCR ガイドライン第 5 号のもとになった UNHCR 主催のチュニス専門家会合の結論（以下「チュニス結論」）²⁴は、第 37 段落で次のように述べています。

「(...) 第 5 条 (1) に列挙されている民事上の地位の変動の例は網羅的なものではない。同条で明示的に列挙されている状況に加え、この規則は父子関係の否認が認められた事案でも適用されるほか、(…) 認知 (…) の無効・撤回 (…) にも適用される。(…) 第 5 条第 1 項の適用対象となる状況の範囲は広がっていく可能性が高い。」

さらに、チュニス結論の第 38 段落には次のようにあります。

「第 5 条 (1) は、子どもの国籍取得の根拠とされた家族関係の登録に誤りがあったことが確定した場合にも適用される。これには、親の身元 (血統主義に基づく国籍取得の場合に関連性がある) が誤って登録された場合や、法の作用によって親の帰化の効果が子どもにも及んだ結果としての国籍取得後に、当該親子間に家族関係がまったく存在しなかったことが発覚した場合などの状況が含まれる。」

したがって、現在想定されているように第 3 条との関係で親子関係が無効である又は事実と反することを理由とする国籍喪失につながるような改正が日本国籍法に導入される場合、少なくとも日本国籍の喪失により無国籍になる場合の例外を設けることは、国籍法と、日本が加入を検討している無国籍削減条約第 5 条 (1) との適合性の維持に役立つと思われます。

19. 親子関係が無効である又は事実と反することを理由として生ずる無国籍を防止するための規定を適用するに際し、国は、対象者が将来のいずれかの時点で他の国の国籍を取得できるかどうかではなく、喪失又は剥奪の時点で他国の国籍を保持しているかどうかを審査しなければなりません。UNHCR ガイドライン第 5 号の第 101 段落が次のように述べているとおりです。

「ある者が無国籍であるか否かの判断は、過去を振り返るものでも将来を予想するものでもない。ある者が、無国籍者地位条約第 1 条に掲げられた無国籍者の定義に照らして無国籍であるか否かの問題は、当該者の国籍喪失・剥奪が行われる時点で評価されなければならない。」

²⁴ UNHCR, “Expert Meeting - Interpreting the 1961 Statelessness Convention and Avoiding Statelessness resulting from Loss and Deprivation of Nationality” (“Tunis Conclusions”), March 2014 <<https://www.refworld.org/docid/533a754b4.html>>

さらに、UNHCR『無国籍者保護に関するハンドブック』（2014年）に示された指針を考慮し、「無国籍」という文言について包摂的な解釈がなされることが重要になると思われ²⁵。また、他国の国籍を保持していないことの証拠提出責任との関連では、UNHCRガイドライン第5号の第45段落は次のように述べています。

「無国籍であることを証明するための証拠提出責任が個人に対してのみ課される手続きも、無国籍という結果が国籍剥奪行為から生じるか否かを判断する締約国の義務と両立しないことになろう。ある者が国籍剥奪後に無国籍となるか否かを判断するプロセスは、個人が国籍を剥奪された場合に無国籍の定義に該当するようになるか否かを明らかにするための、協働的なものである。」

20. 無国籍削減条約第8条(1)は、国籍の剥奪が当該個人を無国籍にする場合、締約国はその者の国籍を剥奪してはならないという一般的原則を定めています。一方で、無国籍削減条約第8条(2)(b)は、国籍取得の過程で「虚偽の表示又は詐欺 (misrepresentation or fraud)」があった場合には無国籍につながる国籍の剥奪も許容されるとしています。親が子に国籍を取得させる目的で虚偽認知を行った場合、たとえ無国籍につながる場合であっても、この例外規定に基づいて子から国籍を剥奪することも認められる場合があるという議論もあり得るでしょう。しかし、第1に、「チュニス結論」第56段落では第8条(2)(b)について次のように述べられています。

「条約の起草過程に基づき、この例外規定にいう『虚偽の表示』 (misrepresentation) とは『不正な虚偽の表示』 (dishonest misrepresentation) と解されなければならないことが強調された。さらに、第8条(2)は申請手続きを通じて取得された国籍についてしか適用されず、出生時に (...) 取得された国籍については、この例外は及ばない。」

よって、日本国籍法第3条では、国籍は(同第2項で規定されているとおり)認知の届出がなされることによって、法の作用により (ex lege) 取得されるのであり、法務大臣の裁量の対象となる申請に基づいて取得されるのではないことから、いずれにせよ、無国籍削減条約第8条(2)(b)の規定は類推的にも当てはまらないと思われ²⁵。

21. 仮に無国籍削減条約第8条(2)(b)にまつわる指針が日本国籍法第3条に類推的に関連するとして、「チュニス結論」(2014年)第39段落では、同条約の第8条(2)において「子どもが欺罔行為に基づいてまたは本人について提供された虚偽の情報に基づいて国民として認められていた場合(すでに存在する家族関係を含む)子どもの完全な身元をその法的代理人が開示しなかった場合等)、この規則〔身分変動に伴う国籍の喪失は無国籍を生じさせてはならないという原則〕に対する例外が認められることもある」ことを認めながらも、次のようなウイニング意喚起を行っています。

「児童に関連するすべての決定についてそうであるように、法的代理人が欺罔を行った事案では、国の当局は児童の最善の利益を考慮しなければならない。児童の権利条約に定められたこの優先的原則を踏まえ、その他のさまざまな要素 (当該国との紐帯を含む) を一般的規則である比例原則に照らして検討する必要があるのであり、たんに子どもの国籍取得が成人たる法定代理人の欺罔行為を根拠として行われたか否かだけを検討すればよいのではない。」

さらに、「チュニス結論」(2014年)第62段落は次のように述べています。

「当局が、虚偽の表示または欺罔を理由とする児童の国籍の剥奪を検討する場合、(...) 児童の権利条約第

²⁵ チュニス結論(2014年)の第6段落で次のように述べられていることも参照: 「締約国は、他の国の当局がある者について自国民と認めることを拒否する場合、その者が当該国の国民ではないことを受け入れなければならない。締約国は、他国の国籍法について、当該他国が採っている解釈とは違った独自の解釈を行うことによって自国の義務を回避することはできない。」

7 条及び第 8 条（これらの規定は、児童の権利条約第 3 条の児童の最善の利益の原則を踏まえて理解する必要がある）に掲げられた児童の無国籍の防止という目的に、特に注意が向けられなければならない。無国籍となることは、決して児童の最善の利益にかなうことではない。」

また、虚偽の表示が親によって行われたものである場合、児童の最善の利益に照らせばそれを必ずしも子に帰責させるべきではなく、関係した成人が詐欺的に子の親であるふりをした場合にはなおさらであるという主張も国籍法及び国際人権法の分野では行われています²⁶。

さらに、UNHCR ガイドライン第 5 号は第 52 段落で次のように述べています。

「締約国及び個人の正当な利益の均衡を図る過程では、詐欺又は虚偽の表示の性質又は重大性と国籍の喪失・剥奪がもたらす結果（無国籍を含む）との比較衡量が行われるべきである。国籍取得から詐欺の発覚までの間に経過した期間も考慮されるべきである。」

同段落で言及されている、無国籍削減条約第 8 条（2）の文脈における比例性評価プロセスに関しては、国連人権理事会が次のようにコメントしていることについて留意することも有用です。

「無国籍が発生した場合の帰結の重大性に鑑み、国籍の喪失又は剥奪が無国籍につながる場合、比例性の観点からの正当化は困難であろう。」²⁷

iii. 児童の無国籍及び国籍の恣意的剥奪の防止について

22. 法案において日本国籍法第 3 条への挿入が現在提案されている除外規定が児童に適用される場合には、前提として、児童の権利に関する国際法上の基準についてあらためて又はさらに詳しく述べることが重要となります。UNHCR ガイドライン第 5 号の第 20 段落でも述べられているとおり、児童の権利条約第 3 条に基づき²⁸、締約国は、児童の国籍に関わってとられる全ての行動が児童の最善の利益に合致することを確保する義務を負います。日本も締結しているこの児童の権利条約第 7 条は、第 1 項で次のように定めています。

「(...) 児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有する (...)」

また第 2 項では次のように規定しています。

「締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1 項の権利の実現を確保する。」

同じく日本が締結している自由権規約の第 24 条第 3 項も「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」としています。また児童の権利条約第 8 条第 1 項では次のように定めています。

「締約国は、児童が法律によって認められた国籍 (...) を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」

23. UNHCR ガイドライン第 5 号も第 17 段落でこのように述べています。

²⁶ 例えば、「法定代理人によって詐欺行為がなされた場合、児童の最善の利益のため、同成人のすべての行動が児童に帰属できるものではないということを考慮するべきである。特に同成人が当該児童の親であると虚偽の表示をした場合は、(その行為は児童には)帰属できない。こういった場合は児童自身は善意に行動したとみなされるべきである。」等。Olivier Willem Vonk, Maarten Peter Vink and Gerard-René de Groot, “Protection against Statelessness: Trends and Regulations in Europe” (May 2013), p.96 <http://cadmus.eui.eu/bitstream/handle/1814/30201/eudocit_vink_degroot_statelessness_final.pdf?sequence=1>

²⁷ UN Human Rights Council, “Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General,” A/HRC/25/28 (19 December 2013) paras 4, 10 and 41.

²⁸ 第 3 条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては (...) 児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」。また、第 2 条「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の (...) 出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」も参照。

「(…) 児童の権利に関する条約 (児童の権利条約) の第 3 条、第 7 条及び第 8 条を総合的に解釈することにより、養子縁組、認知又は他の同様の行為を理由として子どもが国籍を喪失する可能性は排除されていると理解するのが合理的である。(…)」²⁹

親子関係が無効であること又は事実と反することによる児童の国籍の喪失・剥奪を検討する際には、たとえそれによって無国籍が生じない場合でも、児童の最善の利益を考慮し、当該国との児童の結びつき等の諸要因を検討しながら、適正手続きおよび比例性を確保することが重要になります。

IV. 外国法制・地域基準の例 (身分変動による無国籍の防止や国籍喪失の期間制限について)

24. 別紙 1 に、非網羅的ではありますが、親子関係が無効になったことによる国籍の無効又は喪失に関する規定の例として 7 か国 (ベルギー、フィンランド、ドイツ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー及びスイス) の国籍法が掲載されています。これらの国の多くは 18 歳未満という年齢制限を設けており (ドイツとフィンランドは年齢制限を 5 歳未満としている)、オランダ、スイス、ノルウェー及びモンテネグロは、結果として無国籍となる場合は関連規定を適用しない³⁰ (すなわち、国籍の無効、剥奪または喪失は生じない) 旨の例外を設けています。さらに、スペイン、ドイツ及びフランスを含む幾つもの国は、「身分占有」(possession d'état) 又は同様のアプローチにより、一定期間 (スペインとフランスで 10 年、ドイツで 12 年)、善意で・誠実に (in good faith) 国民たる者として行動してきた (又は国民としての推定が働いてきた) 者は国籍を喪失しない又は国籍を取得できるとする規定によって、親子関係の無効による国籍の無効、剥奪又は喪失を制限しています。

25. 関連する基準として、欧州評議会の欧州国籍条約第 7 条 1 項は次のように規定しています。

「締約国は、国内法に、法の作用による (ex lege) 喪失または締約国の行為による当該締約国の国籍の喪失を以下に列挙する場合以外に規定してはならない。」

第 7 条第 1 項の第 f 号は「子が未成年の間にその者による締約国の国籍の法の作用による取得につながったところの国内法で規定された前提条件がもはや満たされていないということが立証された場合」を挙げており、成年後の国籍喪失の可能性を排除しています。前提として、第 7 条第 3 項は次のように規定し、無国籍となる場合を明確に排除しています。

「締約国は、結果として本人が無国籍になる場合、本条第 1 項第 b 号に書かれた例外的な事案³¹を除き、国内法に本条第 1 項及び第 2 項に基づく国籍の喪失を規定してはならない。」

26. さらに欧州評議会は、身分変動による国籍喪失 (国籍喪失により無国籍にならない場合) の年齢制限について、人権基準に従い成年よりも低く設定することを推奨しています。「児童の国籍」に関する欧州評議会の勧告 (CM/Rec(2009)13、2009 年) は、原則 18 (「国民として扱われてきた児童の立場」) において「善意で・誠実に (in good faith) 国民として一定期間扱われた児童は、国籍を取得しなかった者として扱われるべきではない」としているところ、勧告 CM/Rec(2009)13 の説明覚書は第 47 段落で次のように述べています。

²⁹ 国連人権理事会発行 UN Human Rights Council, 'Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General' A/HRC/25/28 (19 December 2013) (「国連事務総長報告書『人権と国籍剥奪』) の第 16 段落を援用したもの。

³⁰ オランダとスイスの国籍法では、日本国籍法と同じく、国内出生した全ての無国籍者が出生により直ちに国籍を得るわけではないところ、親子関係無効によって国籍を喪失させる規定については、無国籍が生じる場合には適用しないとしている。

³¹ 欧州国籍条約第 7 条第 1 項第 b 号「申請者本人に帰属できる虚偽的行動、虚偽情報又は関連する事実の隠匿による締約国の国籍の取得」。しかしながら、本条項でも「申請者本人に帰属できる」と限定がかけられているのに留意が必要である。

「近年、複数の国で、欧州国籍条約第7条第1項第f号に規定された年齢制限について、重大な疑念が生じてきた。当該児童が、完全に適法な形で相当な年月の間国籍を保持してきた場合に、依然として国籍の喪失が正当化できるかどうかは疑わしい。当該児童が帰化に必要とされる在留年月－欧州国籍条約第6条第3項によれば10年間－を超えて国民として扱われてきた場合は、なおさらである。さらに、児童は優遇されてしかるべきことから、さらに短い期間制限を設けても正当とされ得る。(…)」³²

日本においてもこれらの基準を考慮されてもよいかと存じます。

V. 結び

27. 以上に述べてきた、世界人権宣言等に謳われた国際法の基本原則たる無国籍の防止と国籍の恣意的剥奪の禁止という規範、日本が締結する児童の権利条約第3条・第7条・第8条及び自由権規約第24条並びに UNHCR ガイドライン第5号及び関連するその他の国際人権基準、そして他の国々の望ましい実践等に照らし、国籍法第3条に適用除外規定を導入するという現在の法案の提案について、要約すると、以下のことを日本政府にご提案させて頂きたく存じます。第一に、新設が予定されている規定において、認知が事実と反すること又は認知が無効とされたことを理由とする国籍の喪失が無国籍につながらないことを明確にすることが推奨されます。さらに、国籍の恣意的剥奪を防止するため、対象者を国民であったことがなかった者として扱うという現在の法案の提案を再構成し、対象者の国籍の喪失又は剥奪にかかる行政処分としての建て付けにするのが最も妥当と思われまます。これは、個別の比例性審査及び適正手続き（個人として聴聞を受ける権利及び不服申立てを行う権利を含む）を確保する一助となると考えられます。また、未成年の国籍の喪失・剥奪を検討する際には、当該児童と日本とのつながりを含む諸要素を審査し、児童の権利条約第3条に基づく児童の最善の利益を考慮することが重要となります。当該行政処分に対しては、行政手続法に定められた適正手続保障、特に個別に聴聞を受ける権利及び不利益処分の理由の提示等の適正手続保障のための措置の適用が推奨されます。また、国籍の喪失・剥奪を行政処分と位置づけたうえで、行政不服審査法の適用対象とすることにより、対象者が管轄行政機関に対してこのような決定についての不服申立てを行えるようにし、また行政事件訴訟法に基づいて当該処分の当否を直接に裁判所で争う機会を保障することが特に重要と思われまます。さらに、他国の望ましい実務と国際人権法の発展を踏まえ、国籍の喪失・剥奪が無国籍を生じさせない場合であっても、既に取得された国籍の喪失・剥奪ができなくなる一定の期間制限（例えば、認知無効を訴える権利との関連で法案が提案する7年の期間制限と一致させる等）を設けることを検討するのが望ましいと存じます。

³² 同様に、説明覚書の第48段落では「(...) 当該児童が国民と扱われていることが虚偽的行動または児童に関して提供された虚偽情報に基づいている場合は、この原則〔原則18〕は適用されない (...)」としているところ、上記に引用した「チュニス結論」(2014年)の第39段落及び第62段落に留意する必要がある。Council of Europe: Committee of Ministers, Recommendation CM/Rec (2009)13 and explanatory memorandum of the Committee of Ministers to member states on the nationality of children, 9 May 2009, CM/Rec(2009)13, para 48. <<https://www.refworld.org/docid/4dc7bf1c2.html>>

別紙1: 外国法の例(身分変動による無国籍の防止や国籍喪失の期間制限について) 第1部: 認知無効を理由とする国籍の喪失を規制する国籍法の例(非網羅的)

国	規定の英訳(公式又は非公式)の日本語訳抜粋(下線は UNHCR による) ³³	出典 ³⁴
オランダ	<p>国籍法</p> <p>第 14 条第 6 項</p> <p><u>「未成年のオランダ国籍は、(…) その淵源となった法的家族関係が終了する場合、失われる。」</u></p> <p>第 14 条第 7 項</p> <p><u>「オランダ国籍は、本章の規定に基づく場合のほかは失われない。」</u></p> <p>第 14 条第 8 項</p> <p><u>「第 1 項の場合 (UNHCR 注: 詐欺による国籍取得) を除き、オランダ国籍は、喪失の結果無国籍が生じる時は失われない。」</u></p>	<p>https://www.refworld.org/topic,50ffbce524d,50ffbce525c,4d3838932,0,,LEGISLATION,NLD.html</p>
ノルウェー	<p>国籍法</p> <p>第 6 条 (国籍の基礎の変動の有意性)</p> <p>法の第 4 条又は第 5 条に基づく国籍の取得 (UNHCR 注: 第 4 条 出生による取得/第 5 条 養子縁組による取得) の基礎となった事柄が存在しない旨の決定又は認定が行われた場合、子は、そもそもノルウェー国民ではなかったこととされる。<u>ただしこの規定は、これにより子が無国籍となる場合又は当該者が 18 歳に達した後に当該決定若しくは認定が行われた場合には適用されない。</u></p> <p><u>特段の理由がある時は、申請に基づき、第 1 項の決定又は認定には有意性がない旨の行政決定を行うことができる。</u>その場合、申請者は、ノルウェー国籍を最初に取得したと推定される日からノルウェー国民であったとされる。当該決定を行う際には、推定取得日から実際の状況が確認された時点までに経過した期間並びに申請者及びその親が善意で・誠実に (in good faith) 行動したか否かを重視するものとする。</p>	<p>https://www.refworld.org/topic,50ffbce524d,50ffbce525c,3ae6b4f920,0,,LEGISLATION,NOR.html</p>

³³ 包括的理解のためには関連国籍法の全文を参照のこと。

³⁴ UNHCR のデータベース (refworld.org) 及び欧州大学院のデータベース Global Citizenship Observatory (globalcit.eu) でアクセスできる利用可能な最新の英訳 (UNHCR が翻訳したベルギーの法律を除く)。最新のかつ正確な法規定は原文を参照のこと。

<p>スイス</p>	<p>連邦国籍法 第 5 条（親子関係終了による喪失） 「子にスイス国籍を継承させた親との親子関係が無効とされた時は、子はスイス国籍を喪失する。ただし、<u>それによって子が無国籍とならないことを条件とする。</u>」</p>	<p>https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2016/404/en#art_5</p>
<p>モンテネグロ</p>	<p>国籍法 第 24 条 「(…) モンテネグロ国籍を有する子であって<u>他国の国籍も有している者は</u>、モンテネグロ国籍を付与される根拠となった条件の不存在が <u>18 歳未満である間に立証された時は</u>、法の作用により (ex lege) モンテネグロ国籍を喪失する。」</p>	<p>https://data.globalcit.eu/NationalDB/docs/Law%20on%20Montenegrin%20Citizenship%20(consolidated%202016)%20EN.pdf</p>
<p>フィンランド</p>	<p>国籍法 第 4 条（無国籍の防止） 「(1) 国籍の喪失及び離脱に関する本法の規定は、当該規定の適用の結果としてある者が無国籍となる場合には、適用されてはならない。」 第 32 条（父子関係無効の効果） 「(1) <u>子が 5 歳に達する前に</u>夫との父子関係が無効とされた場合若しくは夫との父子関係の無効につながった主張が提起された場合、又は、<u>父子関係の確立から 5 年以内に</u>、確立された父子関係が無効とされた場合若しくは父子関係の無効につながった主張が提起された場合、子は父の国籍に基づいて取得したフィンランド国籍を喪失する旨の決定を行うことができる。この点に関する決定は、<u>子の状況の総合的考慮に基づいて</u>行われる。審査においては、子の年齢およびフィンランドとのつながりが特に考慮される。」</p>	<p>https://data.globalcit.eu/NationalDB/docs/FIN%2020359_2003_ENGLISH_CONSOLIDATED%20VERSION%20as%20amended%20by%20974_2007.pdf</p>
<p>ベルギー</p>	<p>国籍法 第 8 条 (4) 「ベルギー国籍保持者の国籍を付与された者は、<u>18 歳に達した後に又は 18 歳以前に成年擬制の適用対象となった後に親子関係の不存在が明らかになった場合</u>、<u>ベルギー国籍を維持する</u>。18 歳に達する前に又は 18 歳以前に成年擬制の対象となる前に親子関係の不存在が明らかになった場合、<u>親子関係の不存在が明らかになる前に行われた行為であってその有効性がベルギー国籍の保持を条件とするものについて</u>、当該者がベルギー国籍を有していないことのみを根拠として争うことはできない。当該日以前に取得された諸権利についても同様とする。」</p>	<p>http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi_loi/change_lg.pl?language=fr&la=F&cn=1984062835&table_name=loi (UNGCR による非公式翻訳)</p>

ドイツ	<p>国籍法</p> <p>第 17 条（国籍の喪失）</p> <p>「(1) 国籍は、次のいずれかの行為により失われる。: 1. 国籍の離脱。(…)</p> <p>7. 違法な行政行為の撤回(…)</p> <p>(2) 第 1 項第 7 号による国籍の喪失は、法律により取得された第三者のドイツ国籍には、<u>当該第三者が 5 歳に達している場合</u>、影響を及ぼさない。</p> <p>(3) <u>第 2 項の規定は</u>、第三者のドイツ国籍の遡及的喪失につながるその他の行為に基づく決定に対しても、特に (…) 民法第 1599 条に基づいて親子関係の不存在が決定される場合に、<u>適用される</u>。第 1 文の規定は、民法第 1600 条第 1 項第 5 号及び第 3 項に基づいて父子関係が争われている時は、適用されない³。」</p> <p>脚注 3 : 民法第 1600 条第 1 項第 5 号及びドイツ民法典導入法第 229 条第 16 項が失効したこと（連邦憲法裁判所・2013 年 12 月 17 日付決定－1 BvR 6/10－）により、第 2 文は無効である。</p>	<p>https://www.refworld.org/topic,50ffbce524d,50ffbce525c,4e64c7ce2,0,,LEGISLATION,DEU.html</p>
-----	---	--

第2部:一定期間、善意で・誠実に国民たる者として行動してきた者及び／又は国民としての推定が働いてきた者の国籍取得について定めた国籍法の例(非網羅的)

国	規定の英訳（公式又は非公式）の日本語訳抜粋（ <u>下線は UNHCR による</u> ） ³⁵	出典 ³⁶
フランス	<p>民法 第 21 条の 13</p> <p>『第 26 条以下の規定に従って行われた宣言によって』フランス国籍を請求できるのは（1993 年 7 月 22 日の法律第 93-933 号）、<u>宣言を行うまでの 10 年間、フランス国民としての外見的地位</u>を途絶えることなく享受してきた者である。宣言前に行われた取引の有効性がフランス国籍の保持資格を条件としていた場合、宣言者がフランス国籍を保持していなかったことのみを根拠として当該有効性に異議を申立てることはできない。」</p>	<p>https://data.globalcit.eu/NationalDB/docs/FRA%20Civil%20Code%20(on%20French%20nationality)%20(English%20consolidated%20version%20as%20updated%20on%2004%2004%202006).pdf</p>
ドイツ	<p>国籍法 第 3 条 (2)</p> <p>「ドイツ国籍は、<u>ドイツの公的機関によって 12 年間ドイツ国民として扱われてきた者</u>も、その状況が本人の力の及ばない事情によるものであった時は、これを取得する。特に、国籍証明書、旅券又は国民身分証明カードの交付を受けたすべての者はドイツ国民として扱われる。国籍の取得は、当該者がドイツ国民として扱われることによってドイツ国籍を取得したとみなされた日をもって適用される。ドイツ国籍の取得は、第 1 文による受益者からドイツ国民としての地位を受け継いだ子孫に対しても及ぶ。」</p>	<p>https://www.refworld.org/topic,50ffbce524d,50ffbce525c,4e64c7ce2,0,,LEGISLATION,DEU.html</p>

³⁵ 包括的理解のためには関連国籍法の全文を参照のこと。

³⁶ UNHCR のデータベース (refworld.org) 及び欧州大学院のデータベース Global Citizenship Observatory (globalcit.eu) でアクセスできる利用可能な最新の英訳（UNHCR が翻訳したベルギーの法律を除く）。最新のかつ正確な法規定は原文を参照のこと。



スペイン	民法 第 18 条 「善意で・誠実にかつ国民登録簿に登録された資格に基づいて <u>スペイン国籍を 10 年間保 持しかつ継続的に使用してきたことは、そもその資格が無効とされるべきであったとし ても、スペイン国籍を確認する根拠となる。</u> 」	https://data.globalcit.eu/NationalDB/docs/spanish-civil-code-ENG%202013.pdf
------	---	---